まちづくり建築協定〔川北町字土室地区〕

| | | | | | 1 | |
|--------------|----------|-------------------|--|----------|---|-------------|
| | 名 | 称 | 川北町字土室地区 まちづくり建築協定 ひばりタウン | | | |
| 位置 | | | 川北町字土室西及び同南、同め、同丁、同丙の一部 | チ | 申 | m |
| | 面 | 積 | 約 1.7 ha | ェック項目 | 申請者記入欄 | 町記入欄 |
| 区域の整備、問 | 地区 | 、計画の目標 | 本地区は、川北町の中心部 (川北町役場) から北方約 1 kmに位置し、周辺は住宅地及び農地に囲まれた地区である。本地区は、周辺の環境と調和のとれた、閑静でゆとりのある住宅地を目指し、快適で潤いのあるまちづくりの実現を目標とする。 | | | |
| 開発及び保全に関する方針 | 土地 | し利用の方針 | 周辺の既存住宅地と調和のとれた良好な住宅地の形成を図る ため、落ち着きのある低層の戸建住宅地区とする。 | 全 体 | | 合 · 否 |
| | 建築 | 物等の整備方針 | 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づいた住宅地形成を 図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限 度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等 の携帯及び垣又はさくの構造の制限を行う。 | | (Oで 囲んで 下さい) (1) | |
| 地区整 | 建築物等に関する | 建築物等の用途の制限 | 次に掲げる用途以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 専用住宅 (2) 延べ面積の1/2以上を居住の用に供する診療所 (3) 延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) ア 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するもののための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。) イ 理髪店又は美容院を営む店舗ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するものエ美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合は、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。) (4) 集会所 (5) 老人ホーム、身体障害福祉ホームその他これらに類するもの (6) 公益上必要があると県知事が認めるもの (7) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので、床面積の合計が50㎡以内のもの | 建築物の用途 | (2) (3) ア・(3) イ・(3) ウ・(3) エ・(4) (5) (6) (7) | 合 · 否 |
| 備計 | | 建築物の敷地面 積の最低限度 | | | m² | 合 · 否 |
| 画 | 事項 | 建築物等の壁面 の位置の制限 | 1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「壁面等」という)から道路境界線又は隣地、水路若しくは調整池(以下「隣地等」という)の境界線までの距離の最低限度は、1.0mとする。 2. 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、当該隣地の所有者の同意がある場合、前項の規定は、適用しない。 3. 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分(壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建物の部分をいう。以下同じ)に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の独立した車庫については、第1項の規定は、適用しない。 4. 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3.0m以下の附属建物については、第1項の規定は、適用しない。 | 境界線までの距離 | 合 (m)· 否 | 合・否 |

| | 1 | | | | |
|---|-----------------|--|-----|------------------------|-------------|
| | 建築物等の高さの最高限度 | 1 Om | 値も | m | 合 · 否 |
| | 建築物等の形態又は意匠の制限 | 1. 建築物の外壁の色は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩のものとし、周囲の景観と調和した色相とする。マンセル値における基準値は、明度8. 5以下かつ彩度6以下とし、落ち着きのある色調とする | 外壁色 | 明度 () 彩度 () | 合 · 否 |
| | | 2. 建築物の屋根の色は、黒、茶、グレー、濃緑、濃紺等を基調とした色彩とする。マンセル値における基準値は、明度8. 5以下かつ彩度6以下とし、落ち着きのある色調とする。 3. 広告物は自己用とし、色彩、装飾、大きさ等により美観風 | | 明度 () 彩度 () | 合 · 否 |
| | | 致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。 (1)表示面も含め、壁面後退内に設置しない。 (2)屋根面及び屋上に設置しない。 (3)独立広告物の最高高さは、6mとする。 (4)広告物の全体表示面積は、3㎡以下とする。 | 広告物 | 有 • 無 | 合· 否 |
| | 垣又はさくの構 造の制限 | 道路に面して垣又はさくを設ける場合(壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう)外に設ける場合を除く)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)生け垣、植栽又は高さが1.5m以下の透過性のフェンス(2)レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの(3)前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスと | | 種類(m | 合・否 |
| 理 | 由 | を組み合わせたもの(高さ1.5m以下のものに限る) 周辺の環境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導していくため、まちづくり建築協定を決定する。 | はやく |) • 無 | |

※ 以上の記載項目について、事実と相違ありません。

| 所 建 在 物 | ₸ | | | | | | | | |
|----------|----|------|------|-----|---|---|---|---|--|
| 建築主住所・氏名 | 住所 | | | Tel | (| |) | _ | |
| | 氏名 | | | | | 印 | | | |
| 設計者住所・氏名 | 住所 | | | Tel | (| |) | _ | |
| | 氏名 | | | | | 印 | | | |